

マイナンバー法を改正し デジタル化の基盤として 今こそ抜本改革を

デジタル政府・行革PT
委員長／玉塚 元一

(インタビューは8月1日に実施)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「マイナンバー法」)」の施行からこの10月で3年がたとうとしている。しかし、マイナンバーカードの普及率は依然低い。また、個人番号を利用した情報連携も十分には進んでいない。マイナンバー法見直しと推進体制の刷新が急務だ。提言の背景と改革を進めるためのポイントを玉塚委員長に聞いた。



マイナンバー法の改正に向け 議論を提起したい

マイナンバー制度は、「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」を目的に導入されました。しかし、行政の効率化については、税の領域などで前進はあるものの、ポテンシャルを十分に発揮しているかと言えば、極めて疑わしい。また、マイナンバーカードの普及率は10.7% (2018年3月1日時点)で、国民の利便性の向上という観点でも効果は限定的と言わざるを得ません。

むしろ大企業などでは個人番号の管理コストが発生することから、結果として国民の負担は増大している懸念も指摘されています。

マイナンバー法は、施行の3年後に個人番号の利用や、情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供範囲の拡大などを検討するとしており、来年の通常国会で、マイナンバー法が改正される見込みです。改正時期が近づいた今、マイナンバー制度が、本来のポテンシャルを十分に発揮でき

ていない要因を整理し、今後取り組むべきことについて議論を提起するために、今回の提言を発表しました。

「特定個人情報」に係る規定を撤廃して 利活用の発想が膨らむ番号へ

マイナンバー制度が社会に定着していない要因の一つは、個人番号をその内容に含む個人情報が「特定個人情報」と規定されていることです。この結果、企業などで個人番号は腫れ物に触るようにならざるを得ています。

しかし、個人情報は、各行政機関で分散管理されていて、芋づる式に全ての個人情報が漏れるということがない、極めてセキュリティーレベルの高い仕組みとなっています。また、2015年に成立した改正個人情報保護法によって、個人情報保護に関する体制や環境も改善しています。

ですから、個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」として取り扱う必要はないと考え、規定を撤廃して一般の個人情報と同じ扱いにすることを提言しました。

現在のマイナンバー法の規定のまま

では、個人番号を税と社会保障と災害、この三つの利用目的でしか活用できません。個人番号の利用目的に係る規定を見直し、発想を柔軟にして、行政のみならず、民間企業もこの個人番号の利活用を考えられるようにすべきではないでしょうか。本人が個別に利活用を認めれば民間でも個人番号を使えるようにする、ということも考えられるでしょう。将来的には、官民での情報連携の仕組みも考えられます。

行政の効率化に向けて 抜本的な業務改革が必要

現在のマイナンバー制度の推進体制にも課題があります。各省庁の思惑とそれぞれの予算の中で動いている組織を全体最適化し、ユーザー視点や行政の業務効率化の視点で横串を通す機能が必要です。具体的には内閣官房番号制度推進室と内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室などを統合する形で新たな組織を創設し、デジタルに親和性の高い民間人が参画するデジタル化推進体制を作るなどしないと、マイナンバー制度を推進するのは難しいで

玉塚 元一 委員長

デジタルハーツホールディングス
取締役社長 CEO

1962年東京都生まれ。85年慶應義塾大学法学部卒業。85年旭硝子(現AGC)入社。98年ファーストリテイリング入社。2002年取締役社長兼COO就任。05年リヴァンプ設立、取締役就任。14年ローソン取締役社長、16年取締役会長CEO就任。17年6月より現職。

2014年9月経済同友会入会。16年度より幹事。16年度サービス産業活性化委員会委員長、17年度マイナンバーPT委員長。

しょう。また、各省庁の業務にBPR (Business Process Re-engineering、業務改革)を実施する必要があります。

さらに、国民の利便性向上や行政の効率化などに対し、具体的な目標を設定する必要があります。例えば、住民票の発行枚数やプリンター設置数、あるいは「子育てワンストップ」など特定ユースケースの完全自動化など、それぞれにKPI設定をして評価・検証の仕組みを構築することが必要だと考えます。

デジタルの領域で新しい技術やイノベーションが生まれ、AIの活用、クラウド・コンピューティングを通じた低コストシステムの構築ができる時代になりました。今後は、日本全体が人手不足の時代になっていきます。行政の現場でも、業務を徹底的に効率化していく必要があります。中央政府は、地方公共団体のITシステムの開発体制に直接かかわっていくべきでしょう。

今後、本委員会はデジタル政府の実現に向けて新たな提言をまとめていくこととなります。PTのメンバーのみならず、会員の皆さまにもぜひ意見や助言をいただきたいと思います。

提言概要(8月3日発表)

マイナンバー制度に関する提言

—マイナンバー制度をわが国のデジタル化の基盤として今こそ抜本改革せよ—

I 個人番号の取り扱いコストを下げ、利活用の発想が膨らむ番号へ転換せよ

提言① 「特定個人情報」に係る
規定の撤廃

「特定個人情報」を定義するマイナンバー法第2条第8項を撤廃し、個人番号をその内容に含む個人情報は、一般の個人情報の規制と同様のものとすべきである。

個人情報は各行政機関などで分散管理され、情報提供ネットワークシステムにおいて、個人番号そのものではなく、機関別符号を用いた情報の照会・提供が行われる。この仕組みにおいて、個人番号が漏えいすることにより、それに紐づいて多くの個人情報が漏れるリスクは極めて低い。

提言② 個人情報の利用目的に係る
規定の見直し

自らの個人番号の利用について、国民が自らの意思で個別に判断し、マイナンバー法第9条などにおいて規定されている事務以外でも利用できるようにすべきである。

個人番号は、本人の同意をもとに、行政に限定することなく、民間も利用できることが望ましく、行政目的に個人番号の利用を限定している現在のマイナンバー法第9条の規定を変更し、個人番号の利活用に向けた民間の自由な発想を促進すべきである。

II 情報連携を推進し、行政の効率化を達成せよ

提言③ マイナンバー制度の
推進体制の刷新

国全体のマイナンバー制度、中央政府のITシステム構築の推進体制を、各府省のBPRの実施やITシステムに関する改善勧告、改善実務を行えるよう統合・改組し、組織の機能を再構築すべきである。具体的には、内閣官房番号制度推進室と内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室などを統合する形で新たな組織を組成すべきである。

提言④ 中央政府による地方公共団体の
業務プロセスおよびシステムの
標準化の徹底

中央政府は、地方公共団体のITシステムの集約的な開発体制を構築し、ITシステムのクラウド化などを通じた標準化を徹底すべきである。

III 公的個人認証の利活用拡大のための新たな取り組みを実施せよ

提言⑤ 健康保険証とのワンカード化の
早期完了

健康保険証とマイナンバーカードのワンカード化を早期に実施・完了すべきである。

被保険者番号の個人単位化による新健康保険証の交付のタイミングと合わせた形で、マイナンバーカードの発行を加速化すべきである。

提言⑥ マイナンバーカードと
スマートフォンの利活用の両立

電子証明書のスマートフォン搭載を推進し、マイナンバーカードとスマートフォンのいずれでも公的個人認証の利用ができるようにすべきである。

IV マイナンバー制度の目標・評価を明確化せよ

提言⑦ マイナンバー制度の目標設定、
評価方法の構築

マイナンバー制度における明示的な目標を設定し、評価・検証の仕組みを構築すべきである。アウトプット指標だけでは不十分であることから、アウトカム指標の設定を徹底す

べきである。例えば、国民の利便性向上の観点からは、マイナンバー制度を利用したことによる満足度などを指標として設定し、その増減を評価の対象とすべきである。国民にとって明示的で分かりやすいKPI、国の担当者にとって明確な目標となるKPIの設定が必要である。

詳しくはコチラ

